

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1227号)

平成25年8月8日

横情審答申第1227号

平成25年8月8日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

平成24年8月31日総職健第520号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年度第3回横浜市衛生管理審査委員会会議録の案文」の個人情報一
部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が「特定年度第3回横浜市衛生管理審査委員会会議録の案文」の個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定年度第3回横浜市衛生管理審査委員会会議録の案文」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年7月19日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 横浜市衛生管理審査委員会（以下「委員会」という。）は、審議の対象となった職員の健康状況について任命権者に意見具申を行うが、その判断は職員に対する分限処分の一つである休職処分に密接に関わるものであるため、判断に当たっては、複数の医学的専門知識のある委員の合議により中立公正になされることが必要であり、各委員が自由かつ率直に意見交換を行うことが不可欠である。
- (2) 委員会の各委員の個別の発言内容（以下「本件発言記録」という。）がわかる書類が開示されれば、委員会における議論の流れや個々の委員がどのような意見・見解を述べたかが明らかとなり、審議対象の職員その他関係者から委員個人に対して、委員会での発言内容や資料の取捨選択等について、個別の追及や一面的な非難等がなされるおそれがある。そのため、審議対象の職員に対して自分の発言内容が後日明らかとなる可能性があることを意識した委員が、当該職員にとって不利益な発言をすることを控えたり、率直な発言をためらったりする可能性がある。
- (3) さらに、今後、委員会で申立人と同様の状況にある職員の健康状況について審議されることも想定されるが、会議録の内容から審議の着眼点等が明らかとなると、治療内容や心身の状況に関する正確かつ十分な情報が報告されず、今後の適正・公

正な審議に支障を及ぼすおそれもある。

- (4) したがって、本件個人情報のうち本件発言記録は、開示することにより、中立公正な判断が必要とされる委員会の適正な運営に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当することから非開示とした。
- (5) なお、異議申立人（以下「申立人」という。）は、委員会の審査内容がわかる書類の開示を求めたため、本件発言記録は非開示としたものの、委員会の審査に使用した資料である横浜市の健康管理医による意見が記載された「復職意見書」及び申立人の主治医による「横浜市職員復職診断書・意見書」については開示した。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 休職、復職等に係る審議を行っている委員会の判断により復職不可となり、退職を余儀なくされたが、その理由について確認したい。申立人にも審議内容を知る権利があり、本件発言記録を非開示とする必要性がないと考える。
- (3) 委員会は医学的専門知識のある委員で招集されているので、本件発言記録の中に、体調回復の糸口があるのかもしれないと考えている。今後の生活を営む上で役に立つかもしれないとも考えている。委員会では、申立人の健康状況が話し合われただけと考えるが、なぜ本件発言記録が非開示となるのか理由がわからない。
- (4) 実施機関は、本件発言記録は条例第22条第7号に該当するとしているが、拡大解釈ではないかと考える。むしろ開示し、市の政策等について申立人を含む市民に説明する責務があると思う。その行為により、横浜市の行政運営についての確な認識が持てるとともに、市民の意見が反映された行政が実現できると思う。また、後に公正で円滑な事務の遂行にもつながると思う。
- (5) 侵すことのできない永久の権利、基本的人権は憲法で保障されており、人の生命、健康、生活及び財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報は開示すべきであると考えている。

5 審査会の判断

(1) 委員会について

ア 委員会は、横浜市一般職職員の分限に関する条例（昭和27年3月横浜市条例第8号。以下「分限条例」という。）第3条第3項及び横浜市衛生管理審査委員会

規程（昭和29年9月達第17号。「以下「本規程」という。）に基づき設置・運営されている横浜市の附属機関である。

委員会は、市長の諮問に応じ、本件に即していえば、大略、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第1項第2号（心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合）の規定に該当するものとして降任し、若しくは免職する場合又は分限条例第2条第1号（心身の故障のため、長期の休養を要する場合）の規定に該当するものとして休職する場合の職員の健康状態に関することについて、調査審議するものとされている（本規程第2条）。

委員会の委員は15人以内とされ、衛生管理に関し専門的知識を有する医師のうちから市長が任命する。委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができず、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによるとされている。

委員会が上記調査審議に係る議事について、分限条例が定める休職期間の範囲内で職員の復職が困難であると決定した場合には、任命権者は、さらに指定する医師2人にあらかじめ診断を行わせた上、当該職員に対して法に基づく分限免職処分を行うことができる。

イ 委員会は、毎月定例で開催されるが、会議は全て非公開で行われており、委員及び事務局職員のみが出席している。

委員会の会議録は、会議終了後に事務局職員が案文を作成し、次回の委員会開催通知とともに各委員へ送付し、内容確認を求めた上、次回の委員会の冒頭で修正の有無等を出席委員に再度確認し、確定する。確定した会議録は、事務局において他の委員会資料とともに5年間保存している。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、特定年度第3回委員会の会議録案のうち、申立人が心身の故障による休職から復職するに適した健康状態であるか否かを審議した部分である。

実施機関は、本件個人情報のうち本件発言記録を条例第22条第7号に該当するとして非開示としている。

なお、本件個人情報は会議録の案文ではあるが、第4回委員会において、案文からの修正なしで確定している。

(3) 本件の事案に係る経緯について

ア 横浜市では、心身の故障のために長期の休養を必要とする職員は、分限条例に

基づく3年の範囲内で休職することを認めている。当該職員が3年を超えてもなお心身の故障の状態が改善しない場合には、任命権者は、原則として当該職員に対して法に基づく分限免職処分とする取扱いがなされている。もっとも、当該職員が当該処分に至る前に退職を願い出た場合においては、通常、任命権者はこれを認め、「願により職務を免じる」との発令をしている。

イ 当審査会が確認したところ、申立人は、特定年A月に心身の故障による休職が発令され、その後数回にわたり休職期間の更新が認められ、結果としては特定年B月までの約3年の間休職が認められていた。しかし、特定年B月に開催された委員会において復職が不可との判断が示され、総務局人事組織課長名で申立人にその旨が通知されたことを受け、申立人自らが休職期間の満了前に退職願いを提出したため、任命権者が「願により職務を免じる」との発令をしたことが認められた。

(4) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれ・・・があるもの・・・工人事務管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものについては、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 本号工の「人事管理に係る事務」とは、任用、分限・懲戒、服務等職員の身分取扱いに関する事項の管理に係る事務をいうものと解される。

上記(1)のとおり、委員会は、職員に対する免職、休職、復職等という任命権者が行う職員の身分取扱いに関する一連の手続の一環をなす事務として、任命権者からの諮問に応じ、職員の健康状態について、出席委員の合議によって調査審議を行う附属機関である。

委員会における調査審議は、職員の身分取扱いに関する事項の管理に係る事務に該当することから、当該事務の遂行のために作成された本件個人情報は「人事管理に係る事務」に関する情報であると認められる。

ウ もとより、任命権者は、職員に対し、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益な処分を行う場合においては、その際、その職員に対し処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。また、職員は、その意に反して不利益な処分を受けたと思うときは、任命権者に対し処分の事由を記載した説明書の交付を

請求することができる（もっとも、このことが委員会の会議録自体を開示することを意味するものではない。）。

しかし、職員の意に反する分限免職処分によらず、委員会が職員の心身の故障の状態が改善しないとして復職不可との判断を示したことにより当該職員がいわゆる依願退職をした場合にまで、制度上、その判断の具体的な内容を開示することが予定されているとはいえない。そして、本件請求は、いわゆる依願退職をした申立人が委員会における委員の発言記録の開示を求めるものであるから、上述した職員の意に反する不利益な処分における説明書の交付とはその事案の性質は異なるものといえる。

エ 以上を踏まえて、当審査会が本件個人情報を見分したところ、本件発言記録は、他方で既に申立人に開示した横浜市の健康管理医の「復職意見書」及び申立人の主治医の「横浜市職員復職診断書・意見書」を基に、申立人の復職の可否について、衛生管理に関して専門的知識を有する医師の立場から自由かつ率直に意見交換を行った各委員の発言及びその内容を補足した事務局職員の発言の逐語的な記録であり、制度上、申立人に開示することが予定されていない「人事管理に係る事務」に関する情報であると認められる。

オ 以上のことから、本件発言記録は、申立人に開示すると人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、本号エに該当する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を条例第22条第7号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|---|--------------------------|
| 平成24年8月31日 | ・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理 |
| 平成24年9月20日 (第142回第三部会) 平成24年9月27日 (第214回第一部会) 平成24年10月1日 (第221回第二部会) | ・諮問の報告 |
| 平成24年10月9日 | ・異議申立人から意見書を受理 |
| 平成25年2月28日 (第223回第一部会) | ・審議 |
| 平成25年3月14日 (第224回第一部会) | ・審議 |
| 平成25年4月11日 (第226回第一部会) | ・審議 |
| 平成25年4月25日 (第227回第一部会) | ・異議申立人の意見陳述 ・審議 |
| 平成25年5月9日 (第228回第一部会) | ・審議 |
| 平成25年5月23日 (第229回第一部会) | ・審議 |
| 平成25年6月13日 (第230回第一部会) | ・審議 |
| 平成25年7月11日 (第232回第一部会) | ・審議 |